平成17年制定 今治市要領

(目的)

第1条 この要領は、今治市工事検査要綱(以下「検査要綱」という。)第12条の規定に基づき、 今治市が発注する工事(検査要綱第2条第1号に規定する工事及び委託業務をいう。)の成績 評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もっ て請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

- 第2条 評定の対象は、総務部契約課において契約を締結する請負代金額130万円を超える工事及び50万円を超える委託業務について行うものとする。ただし、特殊な技術を要する工事及び緊急を要する工事については、この限りでない。
- 2 前項の請負代金額以下の工事及び委託業務については、別途定める運用基準により行うもの とする。

(評定の内容)

第3条 工事成績の評定は、工事の施工状況、目的物の出来形及び品質等を評価する。 (評定者)

第4条 前条の評定を行う者(以下「評定者」という。)は、検査員(検査要綱第2条第5号に 定める者)並びに工事担当課長(検査要綱第2条第3号に定める者)及び監督員(検査要綱第 2条第4号に定める者)とする。

(評定の方法)

- 第5条 評定は、工事ごとに行い、評定者が監督又は検査において確認した事項に基づき、的確 かつ公正に行うものとする。
- 2 検査員が行う評定のうち、修補部分に係る評定は、修補前の状態に基づき行うものとする。
- 3 評定は、第2条に規定する評定の対象ごとに検査調書(検査報告書)(別記様式第1号)(以下「検査報告書」という。)、細目別評定点採点表(別記様式第2号)及び別に定める考査項目別運用表により行うものとする。
- 4 建設工事に係る評定項目のうち「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請 負者は当該工事における実施状況(別記様式第3号)を提出できるものとし、提出があった場 合はこれを考慮するものとする。
- 5 成績を評定するうえでの総合評価の標準は、工事成績評定に係る総合評価の標準について(別表)のとおりとする。

(評定の時期)

第6条 評定の実施時期は、検査員については検査を実施した時、工事担当課長及び監督員については工事が完成した時とする。

(検査報告書の復命)

第7条 検査員は評定を行った後、今治市契約規則(平成17年今治市規則第63号)第110条に規定 する検査調書を作成し、遅滞なく市長に復命するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 市長は、前条の規定により検査員から評定結果の復命があったときは、遅滞なく当該工事の請負者に対して検査の結果を、検査要綱第13条に規定する工事完成検査済証により通知するものとする。

(説明請求)

- 第9条 前条の規定による通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、市 長に対して、評定の内容について書面により説明を求めることができる。
- 2 前項の規定による書面の提出先は、工事担当課とする。

(説明請求に対する回答等)

- 第10条 市長は、前条の規定により説明を求められたときは、速やかに工事成績評定に係る説明書(別記様式第4号)により回答をするものとする。
- 2 市長は、前項の規定により回答しようとする場合において、必要があると認めるときは、今 治市工事成績評定審査委員会設置要領(平成17年今治市要領)に規定する工事成績評定審査委 員会(次条において「工事成績評定審査委員会」という。)に意見を求めることができる。

(評定の修正)

- 第11条 市長は、前条第2項の工事成績評定審査委員会の意見により、当該評定を修正する必要 があると認められる場合は、修正しなければならない。
- 2 市長は、前項の修正を行ったときは、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。 (その他)
- 第12条 この要領に定めるもののほか、評定の方法等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行し、同日以降の検査に係る工事から適用する。

附 則(平成23年3月2日要領)

この要領は、平成23年4月1日から施行し、改正後の規定は、同日以後の検査報告に係るもの について適用する。

附 則(平成26年3月26日要領)

この要領は、平成26年4月1日から施行し、改正後の規定は、同日以後に新たに締結する契約 の検査報告に係るものについて適用する。

工事成績評定に係る総合評価の標準について

ランク	評定点の標準値	総合評価の標準
A	80 点以上	他の模範となる優秀なもの
В	75~80 点未満	標標準的な中で良好なもの
С	65~75 点未満	的 標準的なもの
D	60~65 点未満	工 今後改善すべき事項があるもの
Е	60 点未満	今後指名等に影響を及ぼす恐れのあるもの

今治市長 様

検査員氏名印立会人氏名印

検 査 調 書 (検査報告書)

							検査	調書(注	検査報告書	‡)										
所 属 年 度															予	算 配 当	課			
工 事 番 号										請 負	金 額			ļ	円工	事 担 当	課			
工 事 名							工期				しゅん工年月日									
請 負 者 名										上 捌	完 成				検	査 年 月	日			
- 1 z	· 查項目	監 督 員 ※5							担	当 課	長					検	査	員		
7	五	氏名 印			氏名						印	氏名						印		
項目	細 別	a	b	С	d	е	a	a'	b	b'	С	d	е	a	a'	b	b'	С	d	е
1.施工体制	I.施工体制一般	+ 1	+0.5	0	- 5	-10														
1.旭 工 件 间	Ⅱ.配置技術者	+ 3	+1.5	0	- 5	-10														
	I.施 工 管 理	+4	+2	0	- 5	-10								+ 5		+2.5		0	-7.5	-15
2.施工状況	Ⅱ.工程管理	+4	+2	0	- 5	-10	+2		+ 1		0	-7.5	-15							
2.施工机机	Ⅲ.安全対策	+ 5	+2.5	0	- 5	-10	+ 3		+1.5		0	-7.5	-15							
	IV. 対外関係	+2	+ 1	0	-2.5	- 5														
3. 出来形及び	I.出来形	+4	+2	0	-2.5	- 5								+10	+7.5	+ 5	+2.5	0	-10	-20
出来ばえ	Ⅱ.品 質	+ 5	+2.5	0	-2.5	- 5								+15	+12	+7.5	+4	0	-12.5	-25
田木はん	Ⅲ. 出来ばえ													+ 5		+2.5		0	- 5	
4.工事特性	I.施工条件等への対応 ※2								+20~0											
5.創 意 工 夫	I.創意工夫 ※3		$+7\sim0$																	
6.社会性等	I. 地域への貢献等						+10	+7.5	+ 5	+2.5	0									
加減点	合計 (1+2+3+4+5+6)					点							点							点
評 定 点	(65±加減点合計) ※1	1				点	2						点	3						点
 	点 計	検査員しぬ	ゅん工 (出	来形・中間	あり)の	評定点 =	出来形·	中間の評別	芒点 ③'	点	× 0.5	+ しゅん	工の評定点	- 3	点 ×	0.5 =	点	į		
FT AC	杰 印	1	点	× 0.4 -	+ 2	点 ×	0.2 +	- ③	点 ×	0.4 =		点								点
7. 法 令 遵 守 等	※ 7												点							
評 定 点	· 合計 ※8	評定点	点計 (点)	- 法	令遵守等 (点) =		点										点
出 来	形				%			円												
8.総合評価	技術提案等履行確認 ※9							履行	두	不履行	4	対象外								
技術提案等	以时 (左木 寸 / k 日 / h 上 h)							/I及 · T	J	- 1 - /1及 []		13/1								
特記事	事 項	(監督員)					(担当課	!長)						(検査員)						
\V.1 0E E L 1 6	の部点(fin)計片入計) + 4 - C の		\=1\===	<u> </u>	+ + (3)				- 7											

- ※1. 65点+1.~3.の評定(加減点合計)+4.~6.の評定(加点合計)=評定点。各評定点(①~③)は、少数第1位まで記入する。
- ※2. 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、監督員からの 報告を受けて担当課長が評価するものとする。
- ※3. 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
- ※4. 4.5.6.は加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
- ※5. 監督員欄は、当該工事を担当する監督員が評定点を記載する。
- ※6. 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、検査員の評価に先立ち監督員、担当課長が行う。
- ※ 7. 法令遵守等の評価は、担当課長が行う。
- ※8. 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- ※9.総合評価技術提案等は、技術提案等の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。

今 治 市 長 様

検査員氏名

印

検 査 調 書 (検 査 報 告 書)

		(1) 旦							
	委託番号								
茅	養務委託名								
契約金額		¥	_						
	請負者名								
	契約年月日								
	履行期間		^	_					
	完成年月日								
	検査年月日								
	食査の場所資料	現地、	工事写真、試験原	 成績表					
	出 来 形		% ¥	_					
		監督員	主管課長	検査員					
枪	食 査 種 別	氏名	氏名	氏名	合 計				
業	業務の理解								
務の実	事 前 準 備								
施計	打ち合わせ協議								
画段	業務実施計画書								
階	(小 計)								
1 11	細目別評定点								
	打ち合わせ協議								
業 務	工程管理								
がの遂	照 査								
行段	技術力								
階	目的の達成度								
	(小 計)								
	細目別評定点								
成	とりまとめ								
果品	(小 計)								
	細目別評定点								
評	定点								

備考:この検査調書は、考査項目別運用表に基づき作成する。

別記様式第2号(第5条関係)

工事番号	
工事名	

細目別評定点採点表

項目	細別	監 督 員	担 当 課 長	検査員(出来形・中間)	検査員(しゅん工)	細目別評定点/満点	得点割合
. He are the field	I. 施工体制一般	() *0.4+2.9=				点 /3.3点	%
1. 施 工 体 制	Ⅱ.配置技術者	() *0.4+2.9=				点 /4.1点	%
	I.施 工 管 理	() *0.4+2.9=		() *0.4+6.5=	() *0.4+6.5=	点 /13.0点	%
	Ⅱ.工程管理	() *0.4+2.9=	() *0.2+3.2=			点 /8.1点	%
2. 施 工 状 況	Ⅲ.安全対策	() *0.4+2.9=	() *0.2+3.3=			点 /8.8点	%
	IV. 対 外 関 係	() *0.4+2.9= 点				点 /3.7点	%
	I.出来形	() *0.4+2.8=		() *0.4+6.5=	() *0.4+6.5=	点 /14.9点	%
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ.品 質	() *0.4+2.9=		() *0.4+6.5=	() *0.4+6.5=	点 /17.4 点	%
	Ⅲ. 出来ばえ			() *0.4+6.5=	() *0.4+6.5=	点 /8.5点	%
4. 工 事 特 性 (加点のみ)	I.施工条件等へ の対応		() *0.2+3.3=			点 /7.3点	%
5. 創 意 工 夫 (加点のみ)	I.創意工夫	() *0.4+2.9=				点 /5.7点	%
6.社会性等 (加点のみ)	I.地域への貢献 等		() *0.2+3.2= 点			点 /5.2 点	%
評 定	-	① 点	② 点	③'	③ 点	点 /100 点	%
7. 法令遵守等 (減点のみ)			() *1.0=			点	
評 定	点 合 計					点 /100 点	

8. 総合評価	技術提案等履行	履行 不履行 対象外	
技術提案等	確認	版1] 小版1] 对象2F	

- 1 しゅん工(出来形・中間)検査の評定点=①+②+③'×0.5+③×0.5 ※ただし、出来形・中間検査が2回以上あれば、③'はこれらの平均点を示す。
- 2 出来形・中間検査がなかった場合の評定点=①+②+③
- 3 得点割合は、細目別評定点の評定点計に対する得点の割合を百分率で示す。

(宛先) 今治市長

請負者 住所 氏名 印

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況について

年 月 日契約を締結した下記の工事について、実施状況を報告します。

工事	名	
工事場	所	
工	期	
項	Ш	
提案内	容	
実 施 状		

別記様式第	4 号	(第10	条関係	至)
カリ ロロイボ とし カフ	+ /7	(27) 1 (/ AC X 1	11 /

年 月 日

請負者様

今 治 市 長

工事成績評定に係る説明書(回答)

年 月 日付けで貴社から説明を求められました工事成績評定の内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 評定内容の説明